

重要事項説明書

当事業所が提供する短期入所生活介護のサービス内容、注意事項について説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 新市福祉会
 (2) 所在地 広島県福山市新市町大字下安井 3 5 0 0 番地
 (3) 電話番号 (0 8 4 7) 5 1 - 3 2 1 1
 (4) 代表者氏名 理事長 寺岡 暉
 (5) 設立年月 1 9 9 6 年 (平成 8 年) 2 月 1 日

2. 事業所

- (1) 事業所の種類 短期入所生活介護事業所 ジョイトピアおおさ
 2 0 0 0 年 (平成 1 2 年) 2 月 8 日指定
 (2) 事業所の名称 ジョイトピアおおさ
 (3) 所在地 広島県福山市新市町大字下安井 3 5 0 0 番地
 (4) 電話番号 (0 8 4 7) 5 1 - 3 2 1 1
 (5) 事業管理者 平田 善久
 (6) 通常の事業実施区域
 福山市 (新市町、駅家町、芦田町) 府中市 (上下町除く)
 (7) 営業日 2 4 時間・年中無休 (受付時間は 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0)
 (8) 利用定員 1 6 人 (専用居室) 3 人 (空床利用)
 (9) 勤務体制

職種	現員 (人)	職種	現員 (人)
施設長	1	介護支援専門員	1
副施設長	1	看護師	5
事務長	1	機能訓練指導員	1
事務員	1	介護職員	2 8
管理栄養士	1	介護職員 (パート)	0
生活相談員	2		

※介護職員及び看護職員の数 (常勤換算) : 入所者の数 = 1 : 3

3. サービスと利用料金

短期入所生活介護サービスとは、短期間の入所により入浴、排泄、食事等の介護その他、日常生活の世話、機能訓練のサービスを行います。

(1) 介護保険給付対象のサービス

食事

- 管理栄養士が、利用する方の好み、栄養、食事形態に配慮した食事を提供します。
- 生活リズムを保つため、食堂で食事していただくことを原則とします。
- 食事時間は (朝食 7 : 3 0 ~ 昼食 1 2 : 0 0 ~ 夕食 1 8 : 0 0 ~) です。

入浴

- 週 2 回は利用いただけます。(医学的判断で入浴できないときは清拭をします。)
- 機械浴槽を利用することで、寝たきりの方でも入浴いただけます。

排泄

- 利用する方の身体状態に応じた、排泄の介助をいたします。
- おしめを使用されている方のおしめ交換を適時行います。

その他

- 機能訓練、移動の介助、レクリエーションへの参加、整容の介助、健康管理

【標準的なサービス利用料金】

(円/日)

要介護度	基本料金	追加加算	合 計
要支援 1	4 5 1		4 8 5
要支援 2	5 6 1	◎機能訓練加算 + 1 2	5 9 5
要介護 1	6 0 3	◎サービス提供体制強化加算 I + 2 2	6 6 4
要介護 2	6 7 2	◎看護体制加算 (I) + 4	7 3 3
要介護 3	7 4 5	◎看護体制加算 (II) + 8	8 0 6
要介護 4	8 1 5	◎夜勤職員配置加算 + 1 5	8 7 6
要介護 5	8 8 4	(要介護 1 以上のみ対象)	9 4 5

【その他の加算・減算】

送迎加算	1 8 4 円/片道	施設車両で送り迎えを行った場合
療養食加算	8 円/回	医師の指示に基づき糖尿食等を提供した場合
緊急短期入所受入加算	9 0 円/日	複数の短期入所事業所と連携し、緊急時の受入に対応した場合 (要介護 1 以上のみ対象)
医療連携強化加算	5 8 円/日	重度な利用者の方の受け入れ要件を満たした場合
口腔連携強化加算	5 0 円/月	
生産性向上推進体制加算	1 0 円/月	見守りおよび通信機器の導入に対する評価
長期利用者減算	3 0 円/日	3 0 日以上連続して利用された方 3 1 日目以降に適用 ※ 3 1 日目は自費利用となります。
介護職員等処遇改善加算	基本料金×17.6%	(I 口) 職員の処遇改善のための加算

※ 2 割又は 3 割負担の方もいらっしゃいますので『負担割合証』にてご確認ください

【食費・居住費の限度額の設定】

所得の低い方には次の限度額を設定します。

(円)

	対象者	食費	居住費	合 計
第 1 段階	・ 老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護受給者	3 0 0	0	3 0 0
第 2 段階	市町村民税世帯非課税かつ 年金・所得の合計が 80 万円以下	6 0 0	4 3 0	1, 0 3 0
第 3 段階①	市町村民税世帯非課税かつ 年金・所得の合計が 80 万円超 120 万円以下	1, 0 3 0	4 3 0	1, 4 6 0
第 3 段階②	市町村民税世帯非課税かつ 年金・所得の合計が 120 万円超	1, 3 6 0	5 3 0	1, 8 9 0
第 4 段階	上記以外の方	1, 7 4 0	9 1 5	2, 6 5 5

「介護保険負担限度額認定証」(市町村への申請)が必要です。

(2) 介護保険給付対象外のサービス (以下の料金は実費負担となります。)

食費	朝食：470円 昼食：700円 夕食570円
通常事業区域外への送迎	20円/キロメートル (送迎加算とは別途)
複写物の交付	10円/枚
理美容サービス	2,000円
医療費	個人負担
通常の食事以外の飲食代	個人負担

(3) 日常生活品費

項目		費用	備考
通院・入院時の移送サービス	10 km未満	500 円/片道	協力医療機関 (寺岡記念病院) への移送ではいたしません。
	10 km以上	1,000 円/片道	
テレビレンタル (電気代含む)		200 円/日	施設から貸出す場合
個人持込器具電気代	テレビ	50 円/日	
	電気毛布	50 円/日	
口腔ケア用ブラシ		100 円/本	

(4) 利用料金の支払い方法

利用料金は1ヵ月ごとに計算し、翌月請求します。翌月末までに下記の方法でお支払ください。

○施設窓口での現金支払い

○指定金融機関口座からの引き落とし

・広島銀行 ・J Aバンク ・ゆうちょ銀行

4. 苦情受付について

(1) 当事業所における苦情の受付担当者は以下の者です。

担当者：事務長 瀬川 / 在宅課長 角田 / 施設課長 小川

電話（0847）51－3211

(2) 当事業所では苦情処理委員会を設置しており、苦情・ご意見への適切な対応をいたします。

5. 介護事故について

(1) 利用者に転倒、負傷等の介護事故が発生した場合、速やかに主治医または協力病院へ連絡するなど必要な対応をいたします。

(2) 介護事故の記録を作成いたします。

6. 利用時に持参していただくもの

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証
- 原爆手帳（お持ちの方）
- 介護保険負担限度額認定証
- 社会福祉法人等利用者負担減免認定証（お持ちの方）

※上記は初回利用時、変更時のみご持参ください。

- 肌着／パジャマ／服／ズボン／靴下（それぞれ2～3枚程度）
- 歯ブラシ・コップ（割れにくいもの）
- 入れ歯・入れ歯容器
- 上履き（必要であれば）
- ひげそり（必要であれば）
- 内服薬の説明書・おくすり手帳
- 内服薬

持参物、当日着用の衣類には、すべて油性マジックまたは縫い取りにて名前（フルネーム）をご記入ください。名前のない場合は利用中の物品管理の責任を当施設で負いかねます。

- ご家庭で使い慣れたものをご持参ください。
- エアマット、吸引器、吸入器は当施設で用意していますが、ご持参いただく場合もあります。
- 持参された現金は、原則として施設で預かっています。
- 必要ないものは、なるべく持参されないようお願いします。下記のものは施設で準備していますので不要です。

（タオル、バスタオル、洗面器、ゴミ箱、ティッシュ、おしめ等）

短期入所生活介護事業所 ジョイトピアおおさ
所在：広島県福山市新市町大字下安井3500番地
電話：（0847）51－3211